

産業統計部会の審議状況について(報告)
(海面漁業生産統計調査の変更)

資料 2

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査事項の変更	① 行政記録情報の活用により「操業水域」を削除 (注) 操業水域別の集計については、引き続き継続	●	●	<p>・適当と整理 (報告者負担が大きい項目であったことから、従前から記入漏れも少なくなく、漁業法に基づく大臣許可漁業に係る漁獲成績報告書等(以下「漁績報告書」という。)を活用した調査実施者における補完についても相当な事務負担を要していた。 しかし、漁績報告書の電子化が進んだことで、当該報告書に含まれる「操業位置」の情報を、より簡便に用いることができるようになり、それにより、全面的に調査事項に代替できる見込みとなったことによる変更。 報告者及び調査事務従事者双方の負担軽減を図り、調査の効率化に資するものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆行政記録情報と調査票情報を接続させる過程では、漁船名等による名寄せが必要になると考えるが、どのような方法で接続させるのか。 ◆「操業水域」の情報について、調査票情報から行政記録情報に置き換えることに伴い、過去のデータとの接続性に問題はないか。 ◆行政記録情報の活用には賛成だが、行政記録情報が常に正確とは限らない場合もあり得るという認識も持ちつつ、活用していただきたい。 ◆操業水域別集計を行う過程で、調査票情報として得られたデータから、行政記録情報として得られる大臣許可漁業の部分を引き算しないといけない。その作業が必要となる規模(船舶数、水揚機関数など)は、どれくらいあるのか。作業量の規模感を知りたい。《⇒次回部会で回答予定》</p>
	② 大臣許可漁業のみを行う漁業経営体について、原則として、報告を不要にする	●	●	<p>・おおむね適当と整理 (漁業法に基づく大臣許可漁業に係る漁績報告書の電子化が進み、当該情報の活用が可能になったことを踏まえ、当該報告書と同様の情報を回答している報告者について、報告負担を解消するものであること。 ただし、次回部会までの再検討事項、及び、答申案作成時における「今後の課題」あり)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆「原則として」を付している理由は何か。 ◆行政記録情報の活用による調査負担の軽減という観点から、報告を不要にしたいという趣旨は賛同できる。しかし、経営体の活動内容が変化することに伴い、把握漏れが生じるおそれはないのか。 ◆申請案では、「原則報告を求めない」と記載されているが、毎回、経営体が回答が不要かどうかを確認しながら、回答漏れが生じないように対応するというのであれば、調査計画の記載ぶりに手直しが必要ではないか。《⇒次回部会までに再検討する事項》 ◆行政記録情報の活用拡大については、電子化の状況を踏まえつつ、今後も引き続き検討が必要《⇒答申案作成の際に「今後の課題」として指摘予定》</p>
(2) 調査票の審査・集計時に活用が想定される行政記録情報の追記 (注) 本調査では、従前から、活用が想定される行政記録情報の一覧を調査計画上に記載している。	○ 「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣に対する海水陸上養殖業に係る実績報告を調査計画に追記 (注) 「海水陸上養殖業」とは、海に面しない内陸において、海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するという事業。近年拡がりつつある新たな産業形態	●	●	<p>・適当と整理 (海水陸上養殖業に係る実績報告が令和5年度から義務化され、今後活用が可能になると見込まれることを踏まえ、調査計画に追記するものであり、調査計画の明確化に資するとともに、当該報告の活用により、調査結果の精度向上にも資するものであること)</p> <p>・今回の変更を契機として、「海水陸上養殖業」の実態把握について問題提起あり。 (本調査は、海面に沿う市町村を対象に行われており、海に面しない内陸の市町村において行われる海水陸上養殖業は把握対象になっていない。そのため、現状において、海水陸上養殖業の全体像は統計化されていない)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆法律に基づく実績報告が始まったばかりとのことであるが、海水陸上養殖業が拡大していくことを前提とすると、現状のままでは、海産物の養殖業について、実態と統計との乖離が拡がる懸念される。今後、行政記録情報により得られる情報も勘案しつつ、実態の把握を検討すべきではないか。《⇒答申案作成の際に「今後の課題」として指摘予定》 ◆新たな産業に関する統計化には、既存の調査の対象範囲を拡げて、統計調査の一部として把握する方法のほか、行政記録情報から得られる情報を用いて、別途統計化する方法もあると思うが、将来的には、何らかの参考集計があってもいいのではないか。</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(3)調査の実施期間の変更	○ 調査の実施期間を、「調査対象年の翌年1月～3月」から「調査対象年の12月～翌年3月」に拡大		●	(第2回部会で審議予定)
(4)かき類・のり類の養殖業について調査周期等を変更	① 半期ごとに回答を求めていたものを年1回の回答に変更 これに合わせ、調査時期を、前記(3)同様、調査対象年の12月～翌年3月に変更		●	
	② ①に伴い、集計事項を見直し(概要集計の充実)		●	
2 過去の答申(※)における「今後の課題」への対応状況 (※)平成30年7月20日	① 定期的な調査計画の見直し		●	
	② 都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討		●	

※部会日程

- ・第1回(第124回産業統計部会):令和6年7月3日(水)に開催
- ・第2回(第125回産業統計部会):令和6年7月29日(月)に開催予定